

柳津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

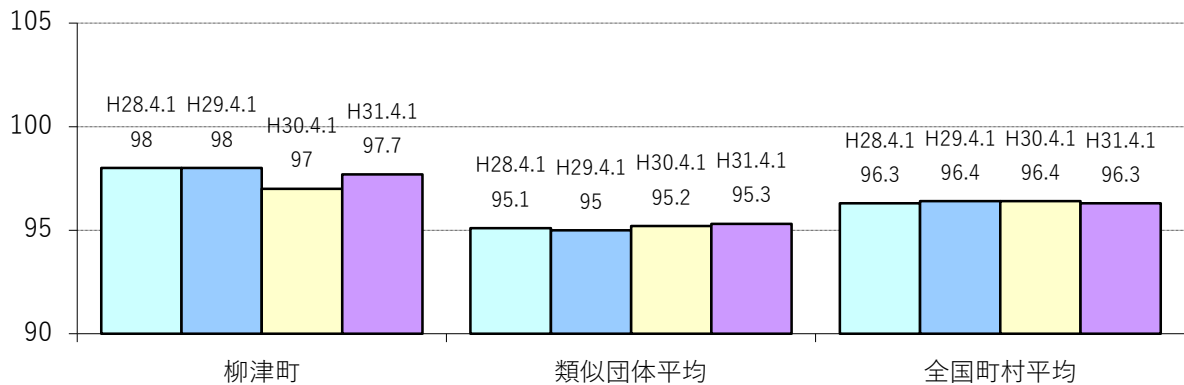
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 B / A	(参考) 平成30年度の 人件費率
令和元年度	人 3,408	千円 4,540,661	千円 104,356	千円 568,651	% 12.5	% 14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)一人当たり の給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たりの 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和元年度	人 71	千円 190,990	千円 44,693	千円 76,826	千円 312,509	千円 4,402	千円 5,469

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間にわたり経過措置(現給保障)を実施しています。また、他の給料表についても、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施しました。

② その他の見直し

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柳津町	38.4 歳	287,900 円	340,270 円	312,034 円
福島県	42.8 歳	328,700 円	408,299 円	359,687 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	40.5 歳	291,820 円	342,831 円	317,494 円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柳津町	56.3 歳	4 人	315,700 円	332,625 円	322,075 円
福島県	56.1 歳	203 人	330,600 円	369,217 円	345,431 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円
類似団体	53.3 歳	2 人	278,773 円	301,250 円	289,501 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		柳津町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	184,900 円	191,600 円	180,700 円
	高 校 卒	151,900 円	156,400 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	154,300 円	—
	中 学 卒	—	145,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

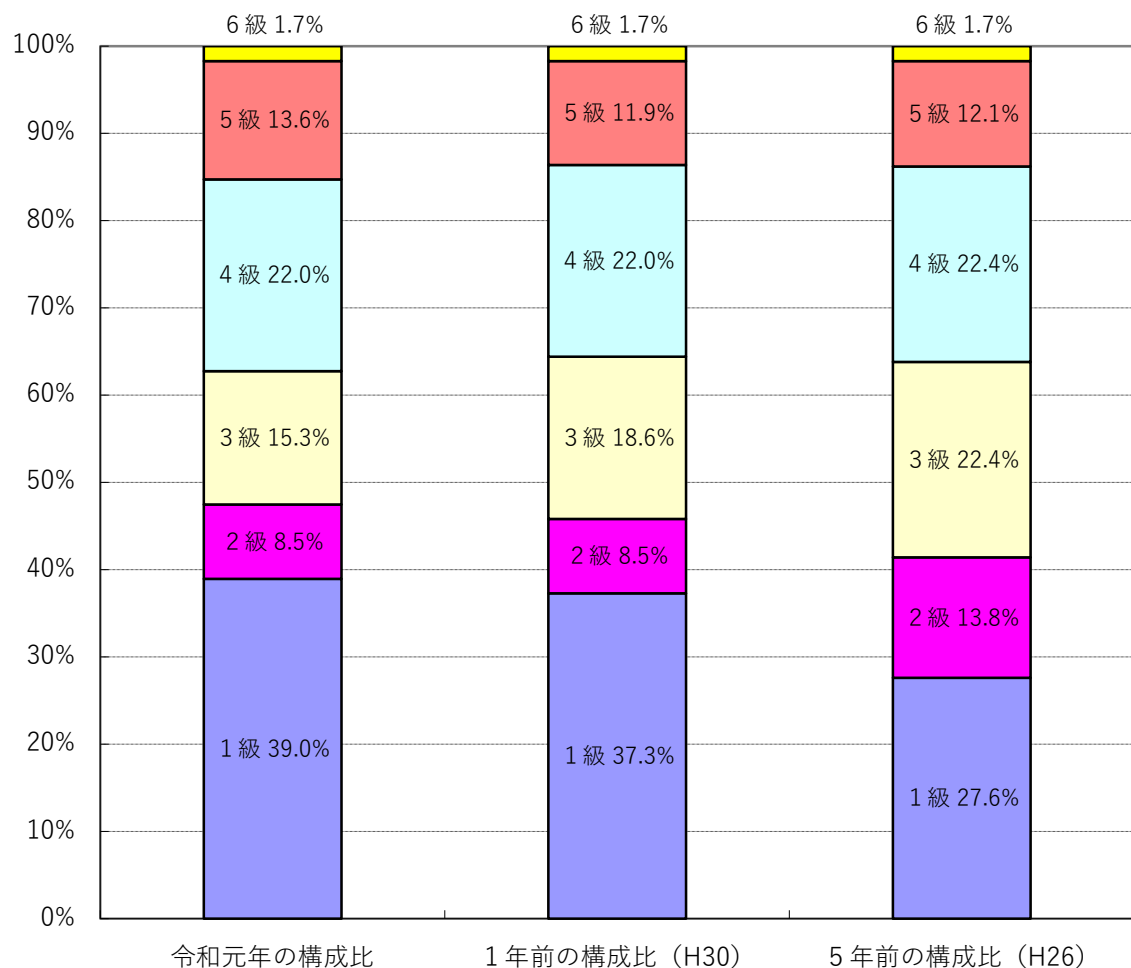
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大 学 卒	262,800 円	334,800 円	363,200 円	371,700 円
	高 校 卒	228,300 円	268,200 円	306,000 円	373,100 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

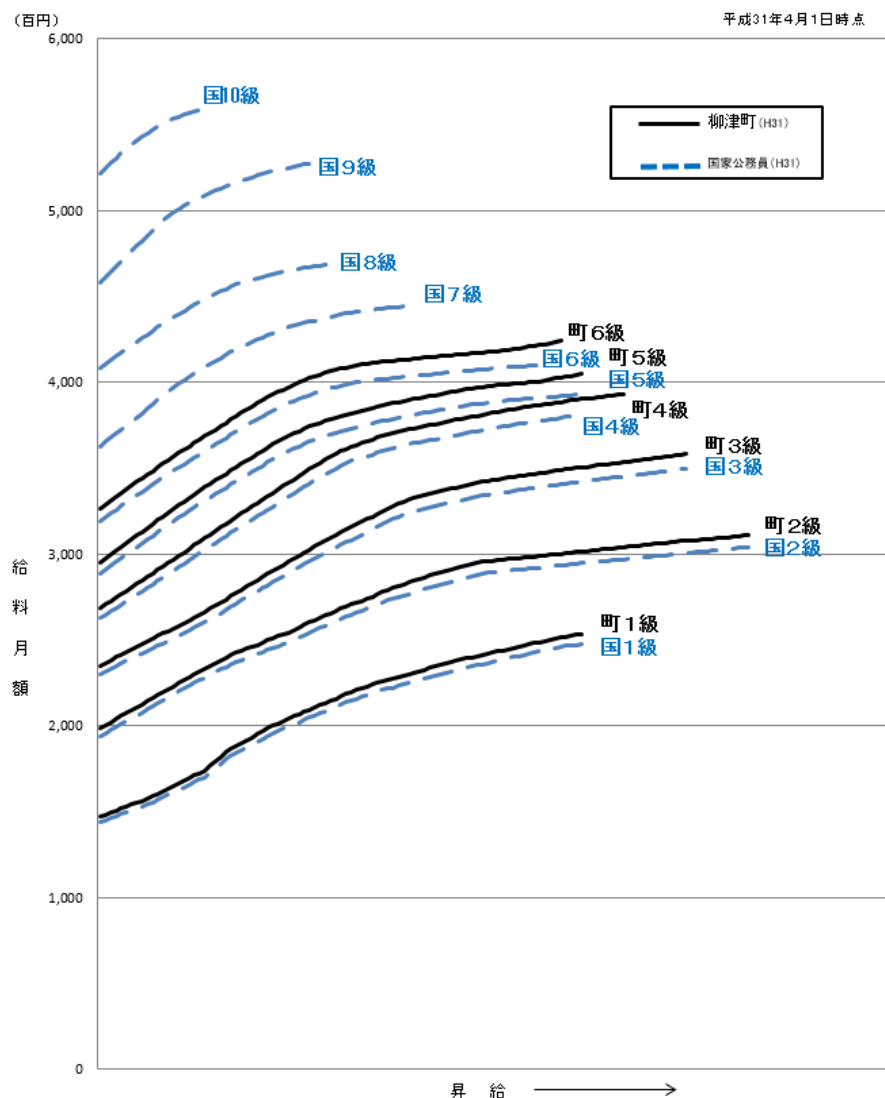
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主 事	23 人	39.0%	147,300 円	253,300 円
2級	副主査	5 人	8.5%	198,700 円	311,100 円
3級	主 査	9 人	15.3%	235,100 円	358,200 円
4級	班 長	13 人	22.0%	268,700 円	393,300 円
5級	課長・課長相当職	8 人	13.6%	295,300 円	404,900 円
6級	課長・課長相当職	1 人	1.7%	326,400 円	424,100 円

- (注) 1 柳津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



（２）国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



（３）昇給への人事評価の活用状況

職員の昇給については、毎年4月1日から3月31日までの1年間の勤務成績に応じ、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（55歳を超える職員は2号給）とすることを標準として決定しています。

4 職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

柳津町	福島県	国
一人当たり平均支給額（平成30年度） 1,389 千円	一人当たり平均支給額（平成30年度） 1,791 千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務成績の反映は行っておりません。勤勉手当は、6月1日、12月1日の基準日に在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6か月以内の期間内におけるその者の勤務実績（日数）に応じて支給しています。

（２）退職手当（平成31年4月1日現在）

柳津町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

（注）退職手当の支給率は福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

（３）地域手当（平成31年4月1日現在）

支給対象者はいません。

（４）特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給対象者はいません。

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	30,536 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	408 千円
支給実績（平成30年度決算）	19,804 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	261 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（６）その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	別に記載	同じ	別に記載	8,336 千円	204 千円
住居手当	〃	異なる	〃	5,375 千円	256 千円
通勤手当	〃	異なる	〃	8,349 千円	127 千円
管理職手当	〃	異なる	〃	3,660 千円	366 千円
寒冷地手当	〃	異なる	〃	4,864 千円	63 千円
宿日直手当	〃	異なる	〃	3,678 千円	65 千円

○扶養手当

扶養親族の要件	支給額
配偶者	6,500円
子	10,000円
父母等	6,500円
特定期間の加算	5,000円

○住宅手当

1. 職員の居住する借家・借間

支給要件	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員	
支給額	家賃20,500円以下の場合	家賃額-9,500円
	家賃20,500円を超え、52,000円未満の場合	(家賃額-9,500円) × 1/2 + 11,000円
	家賃52,000円以上の場合	28,000円

2. 配偶者の居住する借家・借間

支給要件	(1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員
支給額	「職員の居住する借家・借間」に同じ

○通勤手当

1. 交通機関利用者

支給要件	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
支給額	運賃等相当額が 63,000円以下については運賃等相当額

2. 自動車等の使用者

支給要件	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
支給額	下記のとおり

使用距離区間

支給額	片道の使用距離		支給額	片道の使用距離		支給額
	2km	～ 4km	2,600円	34km	～ 36km	23,800円
	4km	～ 6km	4,000円	36km	～ 38km	25,100円
	6km	～ 8km	5,300円	38km	～ 40km	26,400円
	8km	～ 10km	6,600円	40km	～ 45km	29,300円
	10km	～ 12km	7,900円	45km	～ 50km	31,900円
	12km	～ 14km	9,200円	50km	～ 55km	34,700円
	14km	～ 16km	10,600円	55km	～ 60km	37,100円
	16km	～ 18km	11,900円	60km	～ 65km	39,000円
	18km	～ 20km	13,200円	65km	～ 70km	42,000円
	20km	～ 22km	14,500円	70km	～ 75km	45,000円
	22km	～ 24km	15,900円	75km	～ 80km	48,000円
	24km	～ 26km	17,200円	80km	～ 85km	50,900円
	26km	～ 28km	18,500円	85km	～ 90km	53,900円
	28km	～ 30km	19,800円	90km	～ 95km	56,900円
	30km	～ 32km	21,100円	95km	～	59,900円
	32km	～ 34km	22,500円			

○管理職手当

役職	支給額
課長、課長相当職（6級）	35,000円
課長、課長相当職（5級）	30,000円

○寒冷地手当

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

○宿日直手当

勤務の種類	支給額
一般の宿日直	5,400円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高／最低額	
給 料	町 長	739,000 円	840,000 円 / 416,500 円	
	副 町 長	598,000 円	705,000 円 / 415,000 円	
報 酬	議 長	266,000 円	395,000 円 / 160,000 円	
	副 議 長	215,000 円	310,000 円 / 140,000 円	
	議 員	193,000 円	290,000 円 / 130,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和30年度支給割合)	6月期	1.55 月
	副 町 長		12月期	1.65 月
			計	3.20 月
	議 長	(令和30年度支給割合)	6月期	1.55 月
	副 議 長		12月期	1.65 月
	議 員		計	3.20 月
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×48／100	17,026,560円	任期毎
	副 町 長	給料月額×在職月数×29／100	8,324,160円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

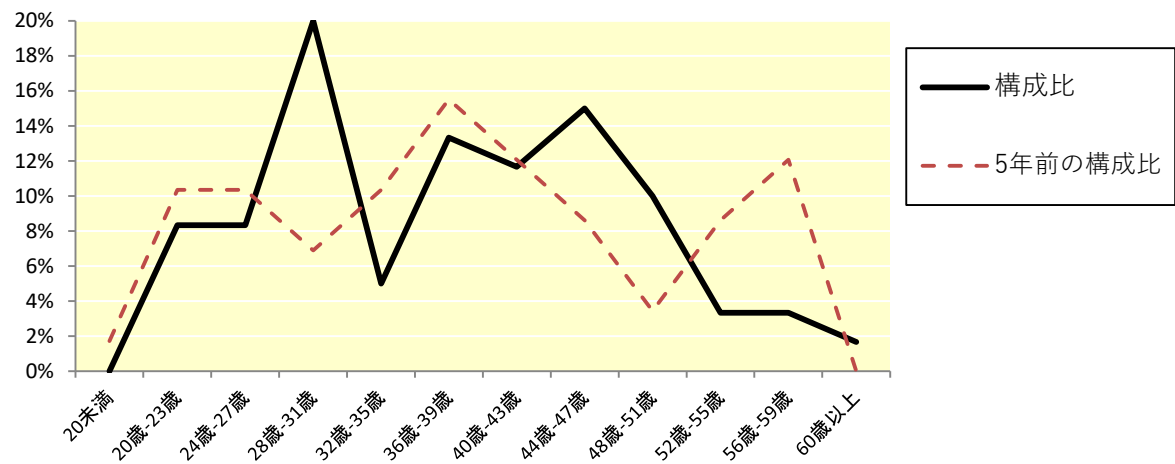
(各年4月1日現在)

部門			区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0		
		総 務	14	14	0		
		税 務	3	3	0		
		農 林	9	9	0		
		商 工	6	6	0		
		土 木	3	3	0		
		民 生	20	20	0		
		衛 生	3	3	0		
	小 計	60	60	0			
	教 育 部 門		11	11	0	保健体育施設の管理における民間委託 △1 業務内容充実のための職員補充 1	
小 計		71	71	0			
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	3	2	△1	職員に代わり臨時職員の登用 △1	
		水 道	2	1	△1	次年度以降の補充を前提とした退職不補充 △1	
		下水道	2	2	0		
		その他	5	6	1	後期高齢者医療広域連合への派遣 1	
		小 計	12	11	△1		
合 計			83 [97]	82 [97]	△1		

(注) 1 職員数は、一般職（嘱託職員及び臨時職員を除く。）に属する定員管理上の職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 5	人 5	人 12	人 3	人 8	人 7	人 9	人 6	人 2	人 2	人 1	人 60

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	58	58	57	60	60	60	2 (3.4%)
教 育	13	12	12	12	11	11	△2 (△15.4%)
普通会計計	71	70	69	72	71	71	0 (0.0%)
公営企業等会計計	11	11	12	12	12	11	0 (0.0%)
総合計	82	81	81	84	83	82	0 (0.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。